

平和外交こそ 真の安全保障

憲法 9 条改悪を許さない

日本国憲法 第25条

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法改悪を許さない

教育無償化は
政府のやる気で
すぐできる

戦争や独裁に
突き進む権力を
縛るための
日本国憲法

憲法改悪を許さない

自衛隊を米軍と 共に戦地に送る 9 条自衛隊明記

憲法 9 条改悪を許さない

政府の独裁を 可能にする 緊急事態条項

緊急事態条項創設を許さない

思想・良心の自由 (19条)

信教の自由 (20条)

表現の自由 (21条)

学問の自由 (23条)

知る自由と権利 (21条)

財産権の保障 (29条)

居住・移転及び職業選択の自由 (22条)

外国移住・旅行の自由 (22条)

日本国憲法 私たちの自由

武器や兵器配備は

抑止力ではなく

いかくこうい

威嚇行為

敵基地攻撃能力保有を許さない